

発議案第4号

放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書について

標記について、会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成31年3月27日

提出者	盛岡市議会議員	藤	澤	由	蔵
賛成者	盛岡市議会議員	鈴	木	礼	子
〃	〃	浅	沼	克	人
〃	〃	竹	花	せい	子
〃	〃	兼	平	孝	信
〃	〃	鈴	木		努
〃	〃	官	川		寿
〃	〃	竹	田	浩	久
〃	〃	高	橋	重	幸
〃	〃	守	谷	祐	志
〃	〃	鈴	木	俊	祐

盛岡市議会議長 天 沼 久 純 様

## 放課後児童クラブの職員配置基準等の堅持を求める意見書

放課後児童クラブは、保護者が就労等により昼間家庭にいない状況の児童に対し、小学校の放課後等に安全・安心な生活を送るための遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るためのものであることから、児童を見守る職員の体制は万全である必要があります。

そのため、放課後児童支援員等の配置については、突発的な事故や資質向上のための研修参加等への対応のため、有資格者を含む複数の配置とする基準を国として定め、この基準は市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際に従うべきものとされています。

一方、地域によっては放課後児童支援員等の確保が困難であることを理由に、国は当該従うべき基準を参酌すべき基準に緩和する方針を示しています。

当該従うべき基準を緩和して、有資格者が配置されない場合や、職員が1人で児童に対応することになった場合には、放課後児童クラブの児童の安全が確保できない可能性があります。放課後児童クラブの運営にとって最優先すべきことは児童の安全の確保であり、単に放課後児童支援員等の確保が難しいという理由によって緩和すべきではありません。

よって、国においては、児童の安全を確保するため、放課後児童クラブの職員配置基準等に係る従うべき基準を堅持するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成31年3月27日

盛岡市議会